

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成30年4月2日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 件名

特定健診データ分析及び受診勧奨業務に関する業務

(2) 業務内容

①過去受診者（不定期受診者）向け受診勧奨通知作成業務

(ア) 年齢・性別・過去の特定健診の受診履歴等のデータを分析し、受診勧奨対象者（不定期受診者）をタイプ別に分類する。

(イ) 不定期受診者という特性を考慮し、かつ（ア）で分類したタイプごとの対象者に合わせた、個別具体的で効果的と思われる受診勧奨通知を作成する。

②40歳の健診対象者向け受診勧奨通知作成業務

40歳の健診対象者に、対象者がはじめて特定健診の対象となることを踏まえ、健診の概要や受診の必要性をわかりやすく伝え、以後の受診の定着化につながるとと思われる受診勧奨通知を作成する。

③過去未受診者向け受診勧奨通知作成業務

過去3年間未受診の健診対象者に、未受診であることを踏まえた効果的と思われる受診勧奨通知を作成する。

④受診勧奨通知宛名印字・発送業務

①～③で作成した勧奨通知を、下記の作業を通してそれぞれの勧奨対象者に送付する。

(ア) 通知物の印刷、封入封緘、宛名等の印字

(イ) 引き抜き

(ウ) 区内特別郵便の仕分け

(エ) 局発送

⑤勧奨結果の分析・報告業務

前年度に世田谷区が実施した受診勧奨事業の結果を分析し、平成30年8月末までに平成31年度以降の受診勧奨事業の有効な施策について提案を行う。

また、30年度に受診勧奨した者がその後の健診の受診につながったかどうかについて集計し、平成31年3月末までに報告書を作成する。

(3) 履行期間

契約確定日の翌日から平成31年3月31日まで（予定）

※平成31年度及び平成32年度についても、各年度の本事業に係る予算配当があること及び前年度の業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と年度ごとに随意契約する予定である。

2. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 過去3年間（平成27年4月1日～平成30年3月31日）において、他自治体または健保組合等で、特定健診またはがん検診の受診勧奨業務を行った実績があること。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」または「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を取得（取得申請中を含む）していること。

3. 提案書の提出者の選定方法

提出された参加表明書及び提出書類の審査は以下のとおり行い、上記「参加資格要件」により選定委員会が審査する。

一次審査（書類審査）

平成30年4月20日（金）

参加表明書及び提出書類の書類審査を行い、参加資格の確認を行う。

4. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 本業務を行うにあたり必要な特定健診に関する理解度及び課題認識等のレベル
- (2) 提案内容の的確性
 - ・過去受診者（不定期受診者）のタイプ分類に係るデータ分析方法
 - ・勧奨業務方針（企画力、デザイン発想力、事業者のノウハウを活かした独自の提案）
 - ・勧奨結果の分析に係るデータ分析方針・手法
- (3) 実施体制
- (4) 個人情報保護及び安全管理体制
- (5) 本業務実施における作業スケジュール
 - ①参考仕様書に示した内容を履行するため、作業工程が的確に計画できているか
 - ②不測の事態への対応力があるか
- (6) 見積り金額及び内容の妥当性
- (7) 予定担当者の業務実績
- (8) 本件に類似する事業の実績
 - 過去3年間の業務実績（世田谷区、他自治体等）
- (9) プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性、実現可能性
 - ※第一次選定により選定した事業者についてのみ適用する。

5. 提案書の審査方法

提出された提案書の審査は以下のとおり行い、上記「評価基準」により選定委員会が審査し、選定する。

二次審査（プレゼンテーション）

日 時：平成30年6月1日（金）午後1時（予定）

場 所：世田谷区民会館別館「三茶しゃれなあどホール」 集会室スワン
（世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎内）

審査内容：提案内容について、プレゼンテーション（提案説明及び質疑応答）を20分程度行う。

※詳細については、二次審査対象者に別途通知する。

6. 手続き等

(1) 担当所管課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区保健福祉部国保・年金課特定健診係

（世田谷区役所第2庁舎1階5番窓口）

電 話：03-5432-2936

ファクシミリ：03-5432-3020

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成30年4月2日（月）から4月16日（月）午後5時まで

※土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

交付場所 世田谷区ホームページ及び保健福祉部国保・年金課特定健診係

交付方法 世田谷区ホームページからのダウンロード及び（2）の窓口で配布

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限 平成30年4月16日（月）午後5時まで

※土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

提出場所 保健福祉部国保・年金課特定健診係

提出方法 持参または郵送（締切日必着。郵送は書留郵便に限る）

(4) 提案書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限 平成30年5月15日（水）午後5時まで

※土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

提出場所 保健福祉部国保・年金課特定健診係

提出方法 持参のみ

7. 再委託

再委託に関しては事前に区の承認を得れば認めるが、1（3）①過去受診者（不定期受診者）向け受診勧奨通知作成業務、②40歳の健診対象者向け受診勧奨通知作成業務、③過去未受診者向け受診勧奨通知作成業務、⑤勧奨結果の分析・報告業務の部分は認めない。

8. その他

- (1) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 参加表明書または提案書に虚偽の記載をした提出者は、失格とする。
- (3) 提出書類を郵送で提出する場合、未着・遅延については、理由の如何にかかわらず、区では責任を負わない。
- (4) 提出された書類は返却しない。また、提案書の著作権は提出事業者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 提出書類提出後において、原則として提出書類に記載された内容の変更を認めない。ただし、担当者等について病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であるとの区の了解を得なければならない。
- (6) 最終選定後に提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (7) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本通貨に限る。
- (8) 契約保証金は免除する。
- (9) 契約にあたっては、契約書を作成する。
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口
項目 6 (1) に同じ
- (11) 区はこの提案に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (12) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定：有
平成 31 年度及び平成 32 年度における当該業務契約
- (13) 詳細は説明書による。